

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第370号）

〔府立高等学校における修学旅行引率者選定根拠文書等不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和5年1月19日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和2年9月19日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（行政文書公開請求の内容）
 - （1）新型コロナウイルス蔓延下において、令和2年度修学旅行を通常通りに実施できる根拠
 - （2）上記（1）の修学旅行について、引率者を選定した根拠
 - （3）上記（2）について、クラス担任であるのに引率者に含まれない教員が存在する理由がわかる根拠
 - （4）上記（3）について、当該クラス担任が引率を希望していることがわかる資料
 - （5）上記（2）～（4）について、当該クラスの生徒等が高等学校課に架電にて申し出た内容がわかる資料
 - （6）担任が希望しているにも関わらず、「心身の健康を最優先して」という理由で引率することができない根拠
 - （7）「心身の健康を最優先して」という理由で引率することができないにも関わらず、テレワークも認められない根拠
- 2 同月28日、実施機関は、本件請求文書は作成していないため、管理していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年11月13日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張
 - （1）請求文書（2）ないし（4）について、本来であれば学級担任が修学旅行に引率するこ

とが妥当であるにも関わらず、そうではない教員が引率を行い、学級担任が学校に残存した実績があるため、引率者を特別に選定した根拠があるはずである。

また、引率者の中には、時短勤務者が含まれており、通常は修学旅行に引率することが不適切であると考えられるにも関わらず、引率しているため、その選定が行われた経緯が存在しないことはあり得ない。2年2組の担任について、引率を希望していたにも関わらず、校長の独断と偏見による恣意的なハラスメント行為により引率が出来なかったため、その経緯がわかる文書も存在することが妥当である。

また、育休明けの若い女性教員を意図的に選定して引率させるなどの行為は、性的な目的をはらんでいることが予見されるため、そうした経緯が無いことを証明できる根拠が存在していることは疑いの余地がない。

請求文書（5）について、生徒が荷電した事実が確認されており、その人物も特定されているため、その際の記録が存在していることは自明である。

請求文書（6）ないし（7）について、校長は心身の健康を優先しているにも関わらず、本人が希望した引率もさせず、心身の健康のテレワークも認めないため、これはダブルスタンダードであり、安全配慮義務も為されていないので、当然その根拠となる文書が存在して然るべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明書における主張

（1）本件の経過

ア 令和2年9月19日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第6条の規定により、以下について情報公開請求を行った。

- （1）新型コロナウイルス蔓延下において、令和2年度修学旅行を通常通りに実施できる根拠
- （2）上記（1）の修学旅行について、引率者を選定した根拠
- （3）上記（2）について、クラス担任であるのに引率者に含まれない教員が存在する理由がわかる根拠
- （4）上記（3）について、当該クラス担任が引率を希望していることがわかる資料
- （5）上記（2）～（4）について、当該クラスの生徒等が高等学校課に架電にて申し出た内容がわかる資料
- （6）担任が希望しているにも関わらず、「心身の健康を最優先して」という理由で引率することができない根拠
- （7）「心身の健康を最優先して」という理由で引率することができないにも関わらず、テレワークも認められない根拠

- 2 同年9月28日、実施機関は条例第13条2項の規定により、上記請求（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）までについて非公開決定を行い、理由を不存在によるためとした。
- 3 同年11月13日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法第2条に基づき審査請求を行った。

（2）弁明の理由

ア 請求文書（1）について

高等学校課内で確認するとともに、〇〇高校（以下「学校」という。）に確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

イ 請求文書（2）（3）（4）（6）（7）について

学校に確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

ウ 請求文書（5）について

高等学校課内で確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

（3）結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

3 実施機関の説明における主張

（1）請求文書（2）ないし（4）について

修学旅行引率者の選定については、当該高校における生徒の男女比等を考慮のうえ、校長が決定するものであり、審査請求人が求める修学旅行の引率者を選定した根拠、クラス担任であるのに引率者に含まれない教員が存在する理由がわかる根拠及び当該クラス担任が引率を希望していることがわかる資料となる文書は存在しない。

（2）請求文書（5）について

当該クラスの生徒等が高等学校課に架電した事実は確認したが、それを記録している文書は作成していない。

（3）請求文書（6）について

（1）のとおり、校長が引率者を決定したものであり、根拠となる文書は存在しない。

（4）請求文書（7）について

府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の実施については、「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の取扱いの継続について」にて、新型コロナウイルス感染防止対策における業務への対応として定めている。本通知において、本人からの書面及び口頭による申し出に基づき、校長又は准校長が在宅勤務を認めることにより、在宅勤務が可能となることとしている。校長または准校長にて認めるとしたのは、校種、規模、施設管理手法等、

各府立学校の事情が異なり、一律の基準を設けないとしたためである。

なお、在宅勤務は、感染症防止対策を目的として行われるものであり、心身の健康等を理由に在宅勤務が認められるものではない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人が審査請求書において、本件請求の(2)から(7)までに係る部分について主張していたことから、審査請求人に確認したところ、(1)に係る部分は審査請求の対象外とのことであったので、(2)から(7)までに係る部分の実施機関の判断の妥当性について判断する。

本件の争点は、実施機関が本件決定に係る行政文書が存在しないことが妥当かという点である。

(1) 修学旅行における引率教員の選定について

審査請求人は、引率者について学級担任ではなく、別の教員が選定されたことについて、特別な根拠があるはずであると主張する。

この点、修学旅行の引率教員の選定は、各校における事情を総合的に判断し、校長が決定するとのことである。

修学旅行の引率者の選定について統一的な選定基準を設けず、校長の判断により引率者を決定することは、各校ごとに個別事情が異なることを踏まえれば、特段不合理な点はなく、根拠を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

なお、当審査会が確認したところ、実施機関は、「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン」（令和2年12月3日改訂。（以下「ガイドライン」という。）を作成している。

実施機関によると、ガイドラインは、あくまでも校長が引率者の選定に当たって、参考にする事項をまとめたものであり、請求人が求める対象文書ではないと判断したとのことである。

ガイドラインは、教員のうち、新型コロナウイルス感染症の陽性者等は修学旅行に参加又は引率ができない等、校長が引率者を選定するに当たって考慮する事項を定めているものの、審査請求人が求める「引率者にどの教員を選定したのか」という根拠には該当しない。

したがって、ガイドラインを審査請求人が求める請求文書(2)から除外し、不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 修学旅行において、クラス担任が引率者でない根拠

審査請求人は、クラス担任であるのに引率者に含まれない教員が存在する理由がわかる根拠があるはずと主張する。

この点、修学旅行の引率教員の選定は、各校における事情を総合的に判断し、校長が決定するとのことである。クラス担任を引率者として選定しないとの個別の事情について、引率者を選定した校長が文書を作成していないとする実施機関の主張に特段不合理な点はない。

(3) クラス担任が引率を希望していることがわかる資料

審査請求人は、当該クラス担任が引率を希望することがわかる根拠があるはずと主張する。

この点、修学旅行の引率教員の選定は、各校における事情を総合的に判断し、校長が決定するとのことである。クラス担任が希望したという個別事情について、校長が文書を作成していないとすることに特段不合理な点はない。

(4) 生徒等の申出にかかる記録文書について

審査請求人は生徒が架電した事実があり、またその人物も特定されているため、その際の記録が残っていると主張する。

この点、生徒等が高等学校課に架電した事実は確認できたが、その内容を記録した文書は作成していないとのことであった。

業務において、架電内容を記録し文書化するかは、その内容に応じて判断されるものであり、架電内容を記録していないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(5) 担任が希望しているにも関わらず、心身の健康を理由に引率することができない根拠

審査請求人は、担任が希望したにも関わらず、心身の健康を最優先という理由で引率ができない根拠があるはずと主張する。

この点、修学旅行の引率教員の選定は、各校における事情を総合的に判断し、校長が決定するとしており、心身の健康を理由として引率者に選定をしなかったことについて、その判断に係る文書を作成していないという実施機関の主張に、特段不合理な点はない。

(6) テレワークが認められない根拠について

審査請求人は、校長は心身の健康を優先しているにも関わらず本人が希望しているテレワークも認められず、安全配慮義務も為されていないことから、当然その根拠となる文書が存在して然るべきと主張する。

この点、実施機関は「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の実施について」及び「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の取扱いの継続について」（以下これらを「テレワーク通知」という。）にて府立学校におけるテレワークの服務についての取扱いを定めているものである。テレワークの実施は、教職員の新型コロナウイルス感染防止対策の一環として実施されるものであり、審査請求人の主張する「心身の健康を最優先して」という理由で引率することができないにも関わらず、テレワークが認められない根拠は、テレワーク通知で定める範囲には含まれていない。

したがって、実施機関が審査請求人の求める文書が存在しないと判断したことは妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

4 付言

本件審査請求の対象ではないが、実施機関が不存在による非公開決定を行った請求文書（1）について、2（1）のとおり、ガイドラインが確認できた。

実施機関は、請求文書（1）について、新型コロナウイルス蔓延下であっても、修学旅行を通常どおり実施してもよいとする根拠文書を請求したものと判断し、不存在と判断したとのことであるが、ガイドラインには、修学旅行実施の可否に係る考え方が記載されており、請求文書（1）に該当すると考えられることを付言する。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季